

～指定居宅介護支援事業所の指定権限移行に係るQ&A～

平成 29 年 12 月

東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課

Q1 A区に居宅介護支援事業所がありますが、B区の被保険者にサービス提供することは可能ですか？

A1 指定権者（A区）以外の区市町村の被保険者へサービス提供することは可能です。B区から別途、事業者指定を受ける必要はありません。

Q2 居宅介護支援事業所の指定権限が区市町村に移行するにあたり、事業所の「廃止届」を東京都に提出し、区市町村へ「新規指定申請」をする必要はありますか？

A2 既に指定を受けている事業所が平成30年4月以降も継続して事業所を運営する場合は、都（東京都福祉保健財団 事業者支援部 事業者指定室）への「廃止届」の提出や区市町村への新規指定の申請手続きは不要です。指定の情報は都から区市町村へ引き継がれます。

Q3 平成30年4月1日以降、区市町村を越えて事業所所在地の移転（例：A市からB市に移転）をしますが、変更届を提出すればよいですか？

A3 いいえ、A市へ廃止届を提出する一方で、B市から新規指定を受ける必要があります。移転先区市町村における新規指定スケジュールを確認するなど、指定有効期間が途切れることがないよう手続きください。

Q4 平成30年3月31日までに、区市町村を越えて事業所所在地の移転（例：A市からB市へ移転）をしますが、変更後10日以内に変更届を提出すればよいですか？

A4 従来どおり変更届を提出いただきますが、事業所の移転が決まった時点で、東京都福祉保健財団 事業者支援部 事業者指定室へ連絡いただきますよう御協力をお願いします。指定権限移行に伴い、指定の状況について都と区市町村で円滑に情報共有を行うためです。

Q5 平成30年4月中に事業所を変更・廃止（休止）する予定ですが、東京都と区市町村どちらに届け出るべきですか？

A5 平成30年3月31日までに変更届や廃止（休止）届を提出する場合は、従来どおり都（東京都福祉保健財団 事業者支援部 事業者指定室）へ提出してください。窓口による受付は3月30日（金曜日）までです。郵送の場合は、3月31日（土曜日）必着となります。